



静岡労働局発表
令和元年6月18日

(照会先)

担当	静岡労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 恩田 基弘
	主任監察監督官 大川 康行
	電話 054-254-6352

労働基準監督官の立入調査等の結果、

6割を超える事業場で労働基準法等の違反（平成30年）

～ 労働基準法等の違反の申告は前年比で微減 ～

静岡労働局（局長 谷 直樹）は、管下7労働基準監督署における平成30年1月～12月の「計画的な立入調査等の結果」、「働く方からの申告状況」を以下のとおり、とりまとめました。

1 計画的な立入調査等の結果（別添表1、表2参照）

実施事業場数 4,320 事業場

<業種別> 建設業 1,678 事業場 製造業 1,178 事業場 商業 331 事業場

違反事業場数（違反率） 2,853 事業場（66.0%）

<業種別> 製造業 937 事業場（79.5%） 建設業 857 事業場（51.1%）

保健衛生業 272 事業場（83.2%）

項目別違反数

<項目別> 労働時間 994 事業場（違反率 23.0%）

安全基準 821 事業場（違反率 19.0%）

割増賃金 745 事業場（違反率 17.2%）

2 申告状況（別添グラフ1、グラフ2参照）

申告受理件数 767 件（前年比 - 12 件、 - 1.5%）

事項別内訳（事案により重複）

賃金不払 521 件（前年比 - 50 件、 - 8.8%）

解雇 82 件（前年比 - 6 件、 - 6.8%）

その他 166 件（前年比 + 35 件、 + 26.7%）

主な業種別内訳（カッコ内は全体に占める割合）

接客娯楽業 116 件（15.1%） 製造業 101 件（13.2%）

商業 100 件（13.0%） 運輸交通業 91 件（11.9%）

建設業 83 件（10.8%） 派遣業 80 件（10.4%）

【解説】

1 計画的な立入調査等¹を実施した4,320事業場のうち、66.0%の事業場で労働基準法等の違反²が認められました。昨年同様6割を超えており、未だ高い水準にあります。(昨年(29年)の違反率は62.5%)

本年度、静岡労働局では、1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が行われていると考えられる事業場等に対して立入調査等を徹底し、法違反の是正を指導するほか、重大又は悪質な事案には、書類送検を行うなど厳正に対処していきます。

2 また、働き方改革関連法の施行による、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の時季指定、産業医・産業保健機能の強化など、改正された労働基準法や労働安全衛生法の内容を、中小企業・小規模事業場を中心に周知するとともに、きめ細かな相談・支援等を行っていきます。

1 計画的な立入調査等とは、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として事業場に立入調査等を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導、行政処分を行うものです。

2 労働基準法等の違反には、以下のようなものがあります。

労働時間

・36協定を締結せず、または労働基準監督署に届出を行わず、残業を行わせているもの。

・36協定の協定時間を超えて残業させているもの。

安全基準

・機械の歯車や動力伝達ベルトに、まきこまれないためのカバーを設置していないもの。

・足場に、つい落防止の手すりを設置していないもの。

割増賃金

・時間外、休日、深夜労働時間を適正に把握しないで不払いが生じているもの。

・資格手当を割増賃金の基礎に算入しておらず、不足が生じているもの。

3 平成30年の申告³受理件数は767件となり、前年と比べて12件減少(前年比1.5%減)しました。

申告の内容別では、賃金不払が521件(前年比8.8%減)、解雇が82件(前年比6.8%減)、その他が166件(前年比26.7%増)となっています。

その他は、労働時間や労働条件通知書の交付、労働安全衛生法に関するものとなっています。

3 申告とは、働く方から労働基準監督署に対して、労働基準法等の違反の是正を求め、申告を行うことです。

4 主な業種別の申告受理状況は多い順に、

接客娯楽業	: 116件(前年比6.5%減)
製造業	: 101件(前年比8.6%増)
商業	: 100件(前年比23.1%減)
運輸交通業	: 91件(前年比44.4%増)
建設業	: 83件(前年比5.7%減)
派遣業	: 80件(前年比13.0%減)

となっており、製造業と運輸交通業以外の主な業種では減少しました。

5 申告が受理されますと、労働基準監督署の労働基準監督官が、申告内容の事実の確認を行い、労働基準法等の違反がある場合には、当該事業主に対して是正を指導します。

賃金不払や解雇は、働く方の生活に重大な影響を与える問題であるため、申告を受理した際には優先的に処理し、早期の解決を図っていきます。

1 賃金不払

申告人は飲食店で働き、振込みで賃金の支払いを受けていたが、失業給付の手続の際、賃金の一部が数か月間不足していたことが判明し、申告に至ったもの。

《処理の経過》

事業主は、申告人がタイムカードを押し忘れることが多く、打刻で確認できる時間のみ支払っていた。

労働時間の適正な把握は使用者の義務であり、働いた分に不足する賃金の支払いは賃金の全額払に違反する旨を丁寧に説明したところ理解を示し、確認できた不足分が追加で支払われた。

2 時間外労働の割増賃金不払

申告人は食料品製造業の総菜加工を行っていたが、業務の都合で日々の勤務時間が変動するため、日によって時間外労働が発生するのに割増賃金が支払われていなかったことから、申告に至ったもの。

《処理の経過》

事業場では1か月単位の変形労働時間制を採用しており、労務担当者は、1か月の労働時間の合計が1週当たり40時間の範囲を超えなければ割増賃金の支払の必要はないものと認識していた。

変形労働時間制であっても1日8時間を超える日、週40時間を超える週の特定が必要であるなど、労働時間に係る制度を丁寧に説明したところ理解を示し、割増賃金が全額支払われた。

3 解雇

申告人は試用期間の途中の2か月を経過した時点で、会社に対し否定的な発言を行うなどの理由で解雇されたが、雇い入れから14日を超えていたため解雇予告手当を請求するも、事業場から支払わないと回答されたため、申告に至ったもの。

《処理の経過》

事業場側は、3か月間の試用期間中であれば退職勧奨であり、離職証明書も退職勧奨に応じたとして作成しているが異議がなかったため解雇ではない旨を主張するなど、法解釈を誤認していた。

退職勧奨と解雇との違いを含め、丁寧に法令を説明したところ理解を示し、解雇予告手当が支払われた。

主な業種における法違反の事業場数

(平成30年1月～12月)

静岡労働局

事業場数 業種	立入調査実施件数	違反事業場数(下段は違反率)								
		労働時間	割増賃金	労働条件明示	就業規則	賃金支払	安全基準	健康診断	定期自主検査	
全業種計	4,320	2,853	994	745	387	364	183	821	699	275
		66.0%	23.0%	17.2%	9.0%	8.4%	4.2%	19.0%	16.2%	6.4%
製 造 業	1,178	937	445	287	192	137	88	319	319	214
		79.5%	37.8%	24.4%	16.3%	11.6%	7.5%	27.1%	27.1%	18.2%
建 設 業	1,678	857	42	38	18	12	9	431	29	13
		51.1%	2.5%	2.3%	1.1%	0.7%	0.5%	25.7%	1.7%	0.8%
運輸交通業	226	181	132	51	17	26	16	24	56	20
		80.1%	58.4%	22.6%	7.5%	11.5%	7.1%	10.6%	24.8%	8.8%
商 業	331	229	101	97	43	45	16	18	84	8
		69.2%	30.5%	29.3%	13.0%	13.6%	4.8%	5.4%	25.4%	2.4%
教育研究	53	32	13	13	7	4	1	0	8	0
		60.4%	24.5%	24.5%	13.2%	7.5%	1.9%	0.0%	15.1%	0.0%
保健衛生業	327	272	135	131	44	73	20	0	78	4
		83.2%	41.3%	40.1%	13.5%	22.3%	6.1%	0.0%	23.9%	1.2%
接客娯楽業	213	156	61	71	43	36	17	2	62	2
		73.2%	28.6%	33.3%	20.2%	16.9%	8.0%	0.9%	29.1%	0.9%
清 掃 業	42	29	6	10	4	6	2	8	10	6
		69.0%	14.3%	23.8%	9.5%	14.3%	4.8%	19.0%	23.8%	14.3%
その他の事業 (派遣業など)	177	99	38	30	7	18	9	5	38	3
		55.9%	21.5%	16.9%	4.0%	10.2%	5.1%	2.8%	21.5%	1.7%

(主な業種の状況)

*「主な業種の状況」は、全業種を記載していないので、合計しても「全業種計」と一致しない。

*「違反事業場数」の違反項目全てを記載していないので、合計しても「違反事業場数」の合計と一致しない。

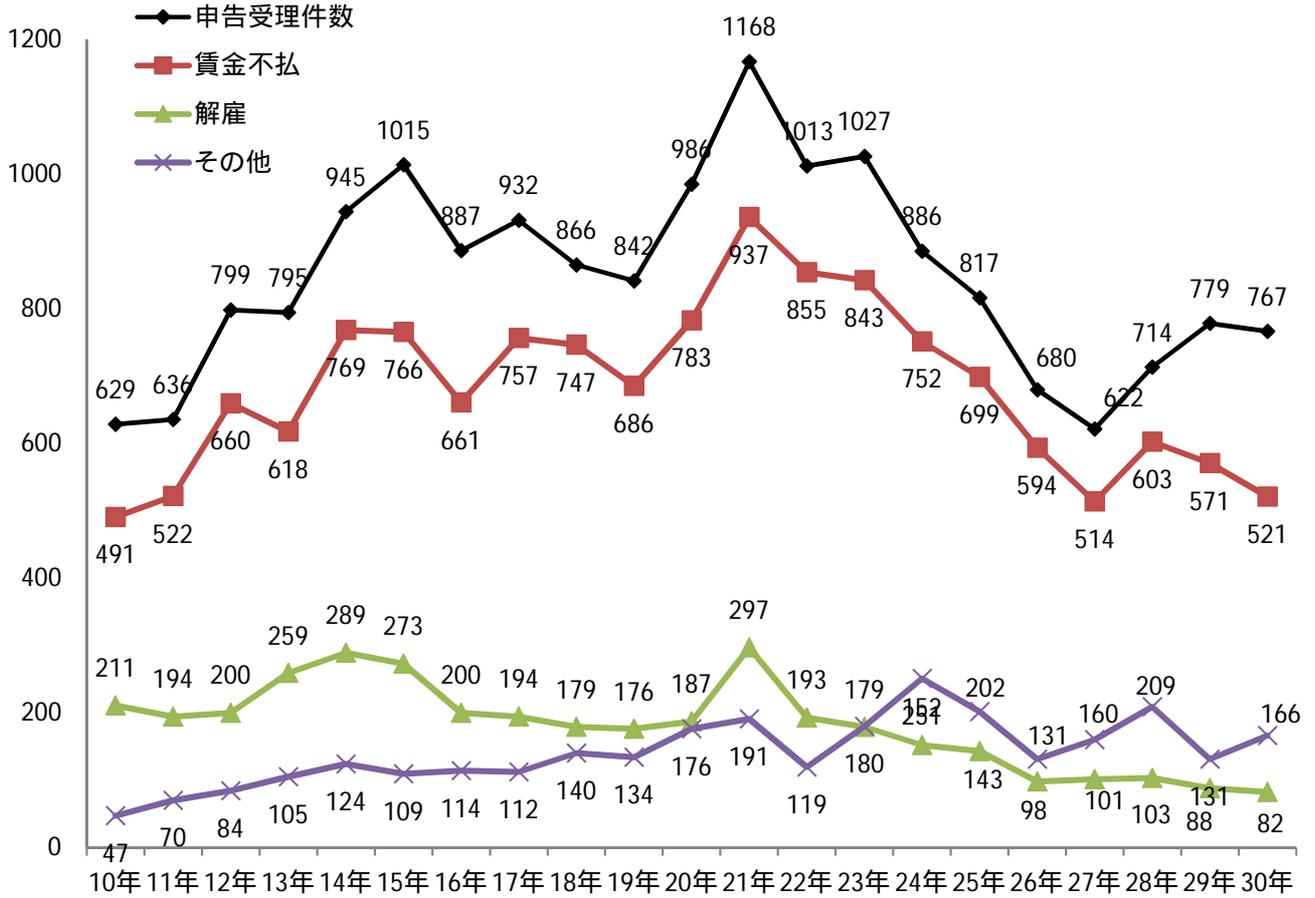
主な業種の法違反の内容(平成30年1月～12月)

表2

	年	立入調査等 実施件数	違反率 (%)	労働基準法違反					労働安全衛生法違反								
				労働 条件 明示	労働 時間	割 増 賃 金	就 業 規 則	賃 金 支 払	作 業 主 任 者	安 全 基 準	衛 生 基 準	定期 自 主 検 査	安全 衛生 教育	就 業 制 限	作 業 環 境 測 定	健 康 診 断	
製造業	30	1,178	79.5%	16.3%	37.8%	24.4%	11.6%	7.5%	10.6%	27.1%	10.1%	18.2%	4.4%	2.0%	6.3%	27.1%	
	29	947	79.7%	17.4%	39.1%	23.2%	12.6%	6.9%	11.9%	25.1%	10.3%	18.6%	4.1%	2.7%	6.7%	26.8%	
鉱業 (主に採石業)	30	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	29	10	30.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
建設業	30	1,678	51.1%	1.1%	2.5%	2.3%	0.7%	0.5%	3.5%	25.7%	1.2%	0.8%	0.2%	0.4%	0.1%	1.7%	
	29	1,391	45.2%	1.2%	2.4%	2.9%	0.9%	0.5%	4.9%	22.3%	0.5%	1.2%	0.3%	0.5%	0.1%	1.4%	
運輸交通業	30	226	80.1%	7.5%	58.4%	22.6%	11.5%	7.1%	0.0%	10.6%	0.0%	8.8%	0.4%	0.4%	0.0%	24.8%	
	29	113	81.4%	13.3%	65.5%	15.0%	11.5%	5.3%	0.0%	8.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.9%	0.0%	21.2%	
商業	30	331	69.2%	13.0%	30.5%	29.3%	13.6%	4.8%	0.9%	5.4%	0.3%	2.4%	0.3%	1.8%	0.6%	25.4%	
	29	306	74.2%	19.3%	30.7%	21.9%	11.1%	6.2%	0.3%	4.6%	0.7%	2.6%	1.0%	1.6%	0.0%	25.5%	
教育研究	30	53	60.4%	13.2%	24.5%	24.5%	7.5%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.1%	
	29	52	57.7%	3.8%	28.8%	25.0%	13.5%	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	17.3%	
保健衛生業	30	327	83.2%	13.5%	41.3%	40.1%	22.3%	6.1%	0.6%	0.0%	0.9%	1.2%	0.3%	0.0%	0.0%	23.9%	
	29	149	73.2%	8.1%	23.5%	27.5%	14.8%	7.4%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	22.8%	
接客娯楽業	30	213	73.2%	20.2%	28.6%	33.3%	16.9%	8.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.9%	0.5%	0.5%	0.0%	29.1%	
	29	190	73.7%	20.5%	37.9%	34.2%	18.9%	2.1%	0.0%	2.6%	0.0%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%	28.4%	
清掃業	30	42	69.0%	9.5%	14.3%	23.8%	14.3%	4.8%	0.0%	19.0%	2.4%	14.3%	4.8%	7.1%	2.4%	23.8%	
	29	34	91.2%	5.9%	38.2%	29.4%	23.5%	2.9%	2.9%	14.7%	2.9%	11.8%	2.9%	8.8%	2.9%	23.5%	
全業種	30	4,320	66.0%	9.0%	23.0%	17.2%	8.4%	4.2%	4.4%	19.0%	3.4%	6.4%	1.4%	0.9%	1.9%	16.2%	
	29	3,374	62.5%	9.0%	22.3%	15.1%	8.0%	3.9%	5.5%	17.4%	3.3%	6.4%	1.5%	1.3%	2.0%	14.8%	

(注)違反事業場数を監督実施事業場数で除し、割合を%で示したものである。

別添資料 グラフ1 新規申告受理件数の推移



グラフ2 主な業種別申告受理件数 (H29年とH30年の比較)

